

外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業実施要領

制定 令和2年4月30日 2食産第601号
農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業実施要綱（令和2年4月30日 2食産第591号 農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類欄のⅡの1の（1）外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業については、実施要綱及び農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業補助金交付要綱（令和2年4月30日付け 2食産第592号 農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体は、都道府県とする。

2 事業実施者

（1）事業実施者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合及び事業協同組合等

イ 法人格を有さない団体で都道府県知事が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

（2）（1）のイの特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 主たる事務所の定めがあること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規程及び経理規程等の組織運営に関する規約があること。

エ 年度ごとに事業計画及び収支予算等が総会等において承認されていること。

第3 事業の内容等

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたインバウンド需要の減少により売上げが減少している外食事業者のうち、事業継続計画（BCP）を策定した外食事業者が運営する飲食店について、新型コロナウイルス対策を含む衛生管理に必要な設備等の導入や店舗の改装等の取組について支援する。

1 事業の内容

（1）衛生管理の改善を図るための設備導入

新型コロナウイルス感染症の収束後に、訪日外国人が安心して店舗を利用できるよう、新型コロナウイルス対策を含む衛生管理の徹底・改善等を図るための設備導入等

（補助対象経費）

設備及び機器の購入費、設計費、工事費（設備及び機器の設置に付随するものに限る。）、設備及び機器の設置に係る費用、モニタリング・検査費用並びにコンサルティングに係る費用等

（2）業態転換を図るための改装

新型コロナウイルス感染症の影響により特に大きな影響が生じたビュッフェスタイル業態を含め、新型コロナウイルス感染症を含む衛生面で課題・改善余地のある外食事業者において、料理の提供方法や営業形態等を変更するために必要な店舗の改装等

（補助対象経費）

設備及び機器の購入費、設計費、工事費（店舗の改装等に要する最小限度のものに限る。）、設備及び機器の設置に係る費用、モニタリング・検査費用及びコンサルティングに係る費用等

2 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、補助対象経費に含めることができない。

- （1）建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- （2）事業の期間内に発生した事故・災害の処理のための経費
- （3）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費
- （4）本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- （5）通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
- （6）飲食、奢侈、娯楽及び接待の費用
- （7）補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- （8）その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

3 補助率等

- （1）補助率については定率（第3の1の事業に係る費用（以下「事業費」という。）の1/2以内）とする。
- （2）1事業申請当たりの交付額の上限は1,000万円とし、下限を25万円とする。また、申請のあった交付額については、申請の提案内容や交付対象経費等の精査により、必ずしも交付申請額と一致するとは限らず、また、交付申請額については、千円単位で計上することとする。

(3) 1事業申請において、1(1)及び(2)の重複申請が出来るものとする。ただしその場合でも、交付額の上限は1,000万円とする。また、事業実施者が同一都道府県にある複数店舗で本事業を実施する場合には、当該複数店舗で必要とする事業費の合計額に対し、交付額の上限は1,000万円とする。

4 補助金の減額

持続化給付金その他の収入を増加させる補助金等の支援を受けることにより昨年度の売上額を上回る場合は、上回った売上額相当額を補助金額から減額することとする。

5 本事業の事業実施者に対して都道府県が任意で上乘せの補助を行う際には、補助率は交付額の25%を目安とする。

6 本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費のうち、事業費の5%以内(交付額の外数)を都道府県への附帯事務費として交付するものとする。附帯事務費の交付率は定額とし、使途基準については別表第1に掲げるとおりとする。

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和2年度とする。

第5 成果目標

成果目標は、令和2年度に設備導入・店舗改装を実施後、3か月以内におけるインバウンドの来店客及び売上額の増加率(新型コロナウイルス感染症の発生前を基準とした増加率)とする。なお、設備導入・店舗改装完了時に日本への入国拒否対象地域が全て解除されていない場合、解除後3か月以内とする。

第6 事業の採択基準及び配分基準

1 事業の採択基準

採択基準は、次に定めるものとし、地方農政局長等(北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)は、事業実施計画が以下の採択基準を全て満たす場合に限り、第7の2及び3に規定する協議を行うものとする。

(1) 事業実施店舗において、直近3か月間の売上げが前年同期に比べて10%以上減少しており、かつ、その主たる原因がインバウンドの減少によるものであること。

(2) この取組に関わる事業実施者は新型コロナウイルス感染症が従業員に発生した場合も想定した事業継続計画(BCP)を策定していること。事業実施計画(BCP)は、農林水産省が公表している「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」の4つの項目(1. 予防対策の徹底、2. 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応、3. 施設設備等の消毒の実施、4. 業務の継続)について定めているものが策定されている必要がある。

(3) 本事業終了時において、事業実施計画に記載している衛生管理の徹底・改善の効果、成果目標に記載のあるインバウンド需要の回復について、定量的な情報収集及びデ

一タの整理等を行い、事業の成果目標が達成されるよう取り組むこと。

- (4) 一般的な衛生管理を着実に実施する体制を有しており、かつ、新型コロナウイルス感染リスクの低減に向けた店舗運営の自主ルール・マニュアル等を定めていること。
- (5) 事業実施者の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること（直近3年の経常損益が3年連続赤字である、又は、直近の決算において債務超過となっている事業者でないこと。）。なお、特段の事情があり、都道府県知事が特に必要と認めるものについてはこの限りではない。
- (6) 事業実施者が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (7) 事業実施計画が、事業の目的に照らし、事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
- (8) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定されるものであること。
- (9) 日本国内に所在し、本事業全体及び交付した交付金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

2 配分基準

国は、第7の1及び2に規定する事業実施計画について、別表第2に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えた上で、ポイントの高い順に並び、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、予算の範囲内で配分する。

3 留意事項

別表第2に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、そのポイントに該当する審査基準の内容と異なり、与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を実施できないものとする。

4 配分結果の公表

2により配分した結果については、予算の要望があった都道府県に対して以下の項目を公表するものとする。

- (1) 都道府県別の要望件数
- (2) 都道府県別の配分対象件数
- (3) 配分対象となった事業実施計画の最低ポイント（ボーダーライン）

第7 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成

事業実施者は、別紙様式第1号により、事業実施計画を作成し、又は作成した事業実施計画を変更したときは、都道府県知事に提出するものとする。

なお、事業実施計画の変更、中止又は廃棄が生じた場合は、当該都道府県知事と協議を行うものとする。

2 都道府県事業実施計画の作成及び協議

都道府県知事は、1により事業実施者から提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、別紙様式第2号により地方農政局長等に提出し、その内容について協議を行うものとする。

3 都道府県計画の変更、中止又は廃止の協議

都道府県知事は、2の規定により作成した都道府県計画に関して、都道府県計画の変更、中止又は廃止が生じた場合にあっては、別紙様式第2号により地方農政局長等へ提出し、その内容について協議を行うものとする。

地方農政局長等は、都道府県知事より協議を受けた場合は、必要に応じ、関係部局で構成する検討会を開催して協議の内容を検討することとし、検討会の運営に当たっては公平性の確保に努めるものとする。

なお、都道府県知事は、変更の内容が成果目標の達成に資するものであり、4で掲げる事項のいずれにも該当しない場合は、当該協議を受けることなく本事業の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

4 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施者の変更（事業実施者の追加、削除又は名称の変更を含む。）
- (2) 事業実施者の成果目標の変更（目標値の変更を含む。）
- (3) 不用額の発生により交付決定額の減額を受けようとするとき（地方農政局長等が必要と認めた場合に限る。）。

第8 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲において、本事業の実施、都道府県による指導等に必要な経費について、交付要綱に定めるところにより補助金を交付する。
- 2 国は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部もしくは全部を減額し、又は都道府県知事等に対し、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

第9 事業の実施

本事業については、都道府県を事業実施主体とする間接補助事業により実施する。このため都道府県は、事業実施者の行う事業の実施に当たり、補助金の交付の手續等について実施規程を作成するものとする。

実施規程は以下の事項を記載するものとする。

- (1) 交付申請及び実績報告
- (2) 交付の決定及び補助金の額の確定等
- (3) 申請の取下げ
- (4) 補助金の支払
- (5) 交付決定の取消し等

- (6) 補助金の経理及び事業実施者に対する調査
- (7) 個人情報保護等に係る対応
- (8) 事業実施報告書
- (9) 事業実施者の適格性に関する項目等
- (10) 事業実施者に対する措置

第10 事業実施状況等の報告等

1 事業実施状況の地方農政局長等への報告

都道府県知事は、交付要綱第13の規定に基づき、事業終了後速やかに別紙様式第3号により事業実施状況に係る報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。なお、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出も必要なので留意されたい。

2 事業成果の報告

本事業の取組について、都道府県知事は、事業終了後3か月以内（設備導入・店舗改装完了時に日本への入国拒否対象地域が全て解除されていない場合、解除後3か月以内とする）の事業成果を別紙様式第3号により速やかに地方農政局長等に報告するものとする。また、事業成果を報告した翌年度から3年間、毎年度、別紙様式第3号により事業成果状況について、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

第11 補助金遂行状況の報告

交付要領第12の規定に基づく別記様式第5号の補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を地方農政局長等に提出するものとする。ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第12 財産の管理等及び財産処分の制限

- 1 事業実施者は、補助金対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 交付要綱第16から第18における規定は、事業実施者に適用する。

第13 報告又は指導

地方農政局長等は、都道府県知事に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附則

この要領は、令和2年4月30日から施行する。

別表第1

附帯事務費の使途基準

区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費） 費用弁償（報酬が支弁される者に対する通勤に係る費用）
報 酬	会計年度任用職員に対して支払う実働に応じた対価
職 員 手 当 等	報酬が支弁される者に対する期末手当
委 託 費	現地確認等の指導・監督等に対する専門家経費
共 済 費	賃金が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費）燃料費（自動車等の燃料費）食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子等）印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費）修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	機械器具等購入費
市町村附帯事務費	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、報酬、期末手当、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料及び備品購入費

別表第2

評価項目及び配点基準

		評価項目及び配点基準	ポイント
①	インバウンドによる売上減少の影響	ア 事業実施店舗において、直近3か月間のインバウンドの売上げが前年同期に比べて50%以上減少していることが示せる	5
		イ 事業実施店舗において、直近3か月間のインバウンドの売上げが前年同期に比べて30~50%減少していることが示せる	3
		ウ ア及びイ以外又は直近3か月間の地域のインバウンド需要（例：客数、消費等）が50%以上減少していることが示せる	1
②-1	本事業の効果 ※本文第3の1(1)の事業を実施する場合 (注1)	ア 本事業の実施により、新型コロナウイルス感染症リスクの低減に向けた店舗運営の自主ルール・マニュアル等が達成できることが定量的に示せること	3
		イ 本事業の実施により、新型コロナウイルス感染症リスクの低減に向けた店舗運営の自主ルール・マニュアル等が達成できることが定性的に説明できること	2
		ウ ア及びイ以外	1
②-2	本事業の効果 ※本文第3の1(2)の事業を実施する場合 (注1)	ア 本事業の実施により、現在、課題・改善の余地があるとしている業態上の課題が解消することが定量的に示せること	3
		イ 本事業の実施により、現在、課題・改善の余地があるとしている業態上の課題が解消することが定性的に説明できること	2
		ウ ア及びイ以外	1
③	事業実施計画の策定	ア 事業実施計画の策定に当たって、専門家を活用するなどして、衛生管理の徹底・改善を図るために効果的な設備導入又は業態の転換に向けた調査・検討を十分に 行っていること。	3
		イ 事業実施計画の策定に当たって、衛生管理の徹底・改善を図るために効果的な設備導入又は業態の転換に向けた調査・検討を十分に 行っていること。	1
④	食品安全に係る認証の取得	ア 食品安全に係る認証を取得している。	3
		イ 年度内に食品安全に係る認証申請を予定している	1
⑤	早期の事業効果発現見込み	ア 設備導入・店舗改装を令和2年12月までに行う計画である。	3
		イ 設備導入・店舗改装を令和3年3月までに行う計画である。	1

⑥	店舗（客席数）の規模	ア 客席数が50席以上であること。	5
		イ 客席数が30席以上であること。	3
		ウ ア及びイ以外	1
⑦	成果目標 （注2）	ア 本事業の効果により、インバウンドの来店者が目標年度において、新型コロナウイルス感染症の発生前と比較し20%以上増加し、かつ売上額が20%以上増加することを目標としており、その達成に向け、具体的な方策が示されている。	3
		イ 本事業の効果により、インバウンドの来店者が目標年度において、新型コロナウイルス感染症の発生前より増加し、かつ売上額が増加することを目標としており、その達成に向け、具体的な方策が示されている	2
		ウ ア及びイ以外	0
⑧	都道府県ポイント1（加算）	ア 地域の実情を踏まえた取り組みとなっており、十分に効果が見込まれる。	3
		イ 地域の実情を踏まえた取り組みとなっており、概ね効果が見込まれる。	1
⑨	都道府県ポイント2（加算）	ア 都道府県で地域の観光戦略上、優先的に支援することが適当と判断する上位3事業実施者	3
		イ 都道府県で観光戦略上、優先的に支援することが適当と判断する上位5事業実施者（ア以外）	2
		ウ 都道府県で観光戦略上、優先的に支援することが適当と判断する上位10事業実施者（ア及びイ以外）	1
		エ ア～ウ以外	0

（注1） 本文の第3の1（1）及び（2）の両方の事業を実施する場合には、それぞれのポイントを1/2とする。

（注2） 成果目標を達成すべき時期については、本文第5を参照。

別紙様式第1号（第7の1関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施者名
代表者氏名 印

令和2年度外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業実施計画

外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業実施要領（令和2年4月30日付け2食産第601号農林水産省食料産業局長通知）第7の1の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

1 事業実施者（外食事業者）等の概要及び添付書類

(1) 事業実施者(外食事業者)の概要

(ふりがな)	()	代表者	役職名	
事業実施者の名称		担当者	氏名	
主たる事業所の所在地	(干 -)	担当者	役職名	
		連絡先	氏名	
			電話番号	-
			E-mail	
事業実施飲食店(住所)			HPアドレス	
業態詳細			設立年月日	年 月 日
			従業員数	名

(2) 既に採択が決定及び申請中、現在実施している事業、又は過去に国からの補助を受け実施した事業があれば、採択(予定)年度、事業名及び事業概要を記入ください。

採択(予定)年度	事業名	事業概要

(3) 経営状況

直近3年の経営状況	第 期		第 期		第 期		備考
	年 月 日～ 年 月 日	千円	年 月 日～ 年 月 日	千円	年 月 日～ 年 月 日	千円	
経常損益	千円		千円		千円		※損益計算書により確認 経常損益＝営業利益＋ 業外収益－営業外費用
純資産額 (資産と負債の差額)	千円		千円		千円		
うち利益剰余金	千円		千円		千円		

(4) 採択基準 ※以下の①～④について該当する項目にチェックしてください。

<input type="checkbox"/>	① 事業実施店舗において、直近3か月間の売上げが前年同期に比べて10%以上減少しており、かつ、その主たる原因がインバウンドの減少によるものである。
<input type="checkbox"/>	② 新型コロナウイルス感染症が従業員に発生した場合も想定した事業継続計画(BCP)を策定している。
<input type="checkbox"/>	③ 本事業終了時において、事業実施計画に記載している衛生管理の徹底・改善の効果、成果目標に記載のあるインバウンド需要の回復について、定量的な情報収集及びデータの整理等を行い、事業の成果目標が達成されるよう取り組むことができる。
<input type="checkbox"/>	④ 一般的な衛生管理を着実に実施する体制を有しており、かつ、新型コロナウイルス感染症リスクの低減に向けた店舗運営の自主ルール・マニュアル等を定めている。

(5) 個人情報の取扱い

<input type="checkbox"/>	本事業の実施に当たり、本申請に係る個人情報等について、関係する都道府県に提供することに同意します。 (同意いただけない場合は、取組内容等が確認ができないため、本事業の実施ができずありません。)
--------------------------	---

2 事業の概要

(1) 現在の事業内容及び設備導入又は改装をする理由・背景

※事業内容がわかる既存資料(パンフレット等)があれば、添付すること。

【記入上の注意】

・事業内容については、事業実施者(外食事業者)が行う事業内容を記入してください。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前までのインバウンド対応の取組

(3) 衛生管理の徹底・改善のための課題及び本事業の実施により改善されるポイント(別表第2②-1関係)

--

(4) インバウンド客の拡大に当たっての業態上の課題及び本事業の実施により改善されるポイント(別表第2②-2関係)

--

(5) 食品安全に関する認証の有無及びその名称

--

4 成果目標

(1) インバウンドの来店客数

現状 (年 月期)	設備導入・店舗改装後3 か月以内 (年 月期)	増加率 (%)

※「現状」は、新型コロナウイルス感染症の影響前のインバウンドの来店客数とする（「現状」については、自社データで定量的に示せない場合、他の指標を用いることができる）。

※設備導入・店舗改装完了時に日本への入国拒否対象地域が全て解除されていない場合、解除後3か月以内とする。

※「増加率 (%)」は、「設備導入・店舗改装後3か月以内」に記載する数値 ÷ 「現状」欄に記載する数値とする。

(2) インバウンドの売上額

現状 (年 月期)	設備導入・店舗改装後3 か月以内 (年 月期)	増加率 (%)
		()

※「現状」は、新型コロナウイルス感染症の影響前の売上額とする（「現状」については、自社データで定量的に示せない場合、他の指標を用いることができる）。

※設備導入・店舗改装完了時に日本への入国拒否対象地域が全て解除されていない場合、解除後3か月以内とする。

※「増加率 (%)」は、「設備導入・店舗改装後3か月以内」に記載する数値 ÷ 「現状」欄に記載する数値とする。

5 配分基準

No.	評価項目及び配点基準	該当する欄にポイントを自ら記入すること	都道府県採点	ポイント
①	インバウンドによる売上減少の影響	ア 事業実施店舗において直近3か月間のインバウンドの売上げが前年同期に比べて50%以上減少していることが示せる		5
		イ 事業実施店舗において直近3か月間のインバウンドの売上げが前年同期に比べて30～50%減少していることが示せる		3
		ウ ア及びイ以外又は直近3か月間の地域のインバウンド需要（例：客数、消費等）が50%以上減少していることが示せる		1
②-1	本事業の効果 ※本文の第3の1（1）の事業を実施する場合（注1）	ア 本事業の実施により、新型コロナウイルス感染症リスクの低減に向けた店舗運営の自主ルール・マニュアル等が達成できることが定量的に示せること		3
		イ 本事業の実施により、新型コロナウイルス感染症リスクの低減に向けた店舗運営の自主ルール・マニュアル等が達成できることが定性的に説明できること		2
		ウ ア及びイ以外		1
②-2	本事業の効果 ※本文の第3の1（2）の事業を実施する場合（注1）	ア 本事業の実施により、現在、課題・改善の余地があるとしている業態上の課題が解消することが定量的に示せること		3
		イ 本事業の実施により、現在、課題・改善の余地があるとしている業態上の課題が解消することが定性的に説明できること		2
		ウ ア及びイ以外		1
③	事業実施計画の策定	ア 事業実施計画の策定に当たって、専門家を活用するなどして、衛生管理の徹底・改善を図るために効果的な設備導入又は業態の転換に向けた調査・検討を十分にしていること。		3
		イ 事業実施計画の策定に当たって、衛生管理の徹底・改善を図るために効果的な設備導入又は業態の転換に向けた調査・検討を十分にしていること。		1
④	食品安全に係る認証の取得	ア 食品安全に係る認証を取得している。		3
		イ 年度内に食品安全に係る認証申請を予定している		1
⑤	早期の事業効果発現見込み	ア 設備導入・店舗改装を令和2年12月までに行う計画である。		3
		イ 設備導入・店舗改装を令和3年3月までに行う計画である。		1
⑥	店舗（客席数）の規模	ア 客席数が50席以上であること。		5
		イ 客席数が30席以上であること。		3
		ウ ア及びイ以外		1
⑦	成果目標 （注2）	ア 本事業の効果により、インバウンドの来店者が目標年度において、新型コロナウイルス感染症の発生前と比較し20%以上増加し、かつ売上額が20%以上増加することを目標としており、その達成に向け、具体的な方策が示されている		3
		イ 本事業の効果により、インバウンドの来店者が目標年度において、新型コロナウイルス感染症の発生前より増加し、かつ売上額が増加することを目標としており、その達成に向け、具体的な方策が示されている		2
		ウ ア及びイ以外		0
⑧	都道府県ポイント1（加算）	ア 地域の実情を踏まえた取り組みとなっており、十分に効果が見込まれる。		3
		イ 地域の実情を踏まえた取り組みとなっており、概ね効果が見込まれる。		1
⑨	都道府県ポイント2（加算）	ア 都道府県で地域の観光戦略上、優先的に支援することが適当と判断する上位3事業実施者		3
		イ 都道府県で観光戦略上、優先的に支援することが適当と判断する上位5事業実施者（ア以外）		2
		ウ 都道府県で観光戦略上、優先的に支援することが適当と判断する上位10事業実施者（ア及びイ以外）		1
		エ ア～ウ以外		0
		合計		

（注1）本文の第3の1（1）及び（2）の両方の事業を実施する場合には、それぞれのポイントを1/2とする。

（注2）成果目標を達成すべき時期については、本文第5を参照。

(添付書類)	
(1) 必須書類	
① 定款	
② 登記事項証明書	
③ 直近3か年分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)	
④ 組織の代表者、規約等の分かる資料	
⑤ 見積書又は導入する機械・設備、改装費用がわかる資料	
⑥ 機械・施設等の配置図等	
⑦ 機械・施設整備の工程(工事日程)表	
⑧ 貸付機関からの資金の貸付けに係る計画について、当該資金を貸し付ける機関と事前相談等を行ったことが確認できる資料 (融資予定額、償還年数、資金使途、貸付機関名(支店名)、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの)	
⑨ 事業実施店舗において、直近3か月間の売上げが前年同期に比べて10%以上減少しており、かつ、その主たる原因がインバウンドの減少によるものであることを示す資料	
⑩ 事業継続計画(BCP) (食品産業界の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン (https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_syo.pdf)を踏まえて作成されていること。)	
⑪ 新型コロナウイルス感染リスク低減を含む一般衛生管理を実施するための店舗運営の自ルール・マニュアル等がわかる資料	
(2) 該当する場合に必要な書類	
① 事業実施計画の策定に当たって、専門家を活用するなどして、衛生管理の徹底・改善を図るために効果的な設備導入又は業態の転換に向けた調査・検討を行う等事業実施前の取組の内容が分かる資料	
② 設備、機器等導入の場合、カタログ等参考となる資料	
③ その他、地方農政局長等が特に必要と認める資料	

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事
氏名

印

令和2年度外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業の都道府県事業実施計画（変更、中止又は廃止）の協議について

外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業実施要領（令和2年4月30日付け2食産第601号農林水産省食料産業局長通知）第7の2の規定に基づき、関係書類を添えて（変更、中止又は廃止について）協議する。

- （注）
- 1 関係書類として、本要領第7の1の規定により事業実施者から提出された事業実施計画の写し及び別添を添付すること。
 - 2 変更、中止又は廃止の場合には、上記「第7の2」を「第7の3」とすること。
 - 3 変更、中止又は廃止の場合には、関係書類として、本要領第7の1の規定により事業実施者から提出された事業実施計画及び都道府県知事自らが事業実施主体となる事業の事業実施計画の変更等の内容が分かるように修正した資料を添付することとする。
 - 4 都道府県事業実施計画の添付資料については、変更等があったものだけを添付することとする。

都道府県名：

2. 都道府県附帯事務費の内訳表

区分		金額（円）	内容	内訳
旅費	普通旅費			
	日当旅費			
	委員等旅費			
小計				
賃金				
委託費				
共済費				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費			
	燃料費			
	食糧費			
	印刷製本費			
	修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費			
使用料及び賃借料				
備品購入費				
合計				

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事
氏名

印

外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業に係る事業成果の報告について
(○年度)

外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業実施要領（令和2年4月30日付け2食産第601号農林水産省食料産業局長通知）第10の1及び2の規定に基づき、別添のとおり報告します。

記

（注）必要に応じて、別添のほか関係書類を添付すること。

別添

都道府県名：

都道府県事業実施状況報告書及び事業成果報告書

(令和〇年度)

No.	事業実施者名	インバウンド効果				事業費 (円)	負担区分 (円)			完了年月日	事業実施者の点検結果 及び評価	都道府県の点検結果 及び評価	備考
		インバウンドの来店客数		インバウンドの売上額			交付金	都道府県 費	自己資金 うち借入金				
		人数	増加率	売上額	増加率								
		成果目標											
		実績 (事業後3か月)											
		達成率 (%)											
		実績 (事業年度から1年)											
		実績 (事業年度から2年)											
		実績 (事業年度から3年)											

- (注) 1. 設備導入・店舗改装を実施後、3か月以内の実績、点検結果について、事業実施者ごとに実施状況報告書を作成する。
 2. 点検結果には、事業取組後の効果(例：換気量、一人当たりの床面積、共有物の接触回数等)、事業実施後の課題及び改善方法について記載する。
 3. 別添として、各事業実施者が作成した事業実施状況報告書及び経営状況の確認ができる資料として直近年度の決算報告書を添付する。